

も知られている。聖徳太子の信奉者で、明治三十年四月十一日に大内青巒、島田蕃根、桑田衡平と謀って上宮教会を起し、仏教関係の講演会や出版を続けた。高嶋米峰、村田丹陵、竹内久一、岡崎雪声、前田香雪らはこの会のメンバーであった（斎藤一暁『河瀬秀治先生伝』昭和十六年。上宮教会）。

太子祭祭典準備にあたったのは国華倶楽部の正木直彦、河瀬秀治、今泉雄作、高村光雲、前田香雪、村田丹陵、藤井祐敬、田口米舫ら委員たちであった（『美術新報』第十卷第七号。明治四十四年五月）。祭典当日は縉紳、名士、新聞記者等三百余名が出席し、河瀬秀治による祭典の趣旨と高村光雲作聖徳太子像寄贈に関する演説、法隆寺管主佐伯定胤および興福寺管主大西良慶、法隆寺執事佐伯良謙による上記太子像の開眼式、藤井祐敬、村田丹陵による供饌の儀、大西良慶による唄、佐伯良謙による散華、佐伯定胤による慶讃文奉読と読経、正木直彦による祭文朗読、舞楽（胡蝶、陵王）の奉納、長慶子奏楽が行われた。舞楽の舞人は莊司庄太郎、向山駒吉、神谷勇吉、楽人は多節長、岡昌次、中村要作、野沢勝太郎、江川安太郎、東儀文礼、法木芳次、小野亮広外一名で、装束は宮内省御用達装束師高田茂に新調させたものを、また、蘭陵王の面は竹内久一が東大寺所蔵の陵王の面に基づいて彫刻したものをを用いた。

記念展覧会は日本画科の教室を会場として御物をはじめ法隆寺、帝室博物館、内閣文庫、本校、日本美術院、東京帝国大学および個人が出陳した聖徳太子と法隆寺、および推古朝と六朝時代に関する絵画、彫刻、工芸品、古記録、経巻、建築模型、拓本、早崎梗吉將來の六朝時代頃の仏教や石窟の写真など多数が展示された。このよ

うに大規模な企画展が本校で行われたのは空前絶後と言ってよく、そこに正木直彦の威勢を垣間見ることができた。かつて明治三十六年に本校で華々しい美術祭が行われたが、正木校長の理想はむしろ今回のようなしめやかな祭典と展覧会の方であったのではなからうか。

祭典終了後、講堂で関野貞の「美術史上に於ける法隆寺の地位」と題する講演があった。その筆記は上記月報に掲載されている。太子祭のあと、正木直彦による弘安版憲法（木版）分与計画、記念展覧会出品目録頒布計画、美術通信社主幹小原大衛による光雲作太子像の銅像分配計画などがなされた。正木の法隆寺顕彰計画は『法隆寺大鏡』の出版（大正二年以降）、聖徳太子千三百年御忌奉讃式（同十年）と聖徳太子奉讃会設立の支援というかたちでその後も続く。

⑦ 塑造部卒業制作に関する規定改正

左記の上申書に基づいて塑造部卒業制作に関する規定が改正された。

塑造部卒業制作競技法変更ノ件ニ付上申

従来塑造部ニ於テハ卒業制作ヲナサシムル場合ニハ一人毎ニモデルヲ給シ各自ノ意匠ニヨリ製作ヲナサシムルコト、相成居候處斯克テハ非常ニ廣大ナル面積ヲ有スル教場ヲ要シ候ノミナラズ左マテ必要トモ認メズ 依テ左ノ方法ニ変更致シ度此段仰高裁候也

一 塑造部ノ卒業制作ハ全体ヲ通ジテ一人或ハ二人ノモデルヲ給シ同一ノ方法ニ依リ競技的卒業制作ヲナサシムルコト

一 従来ハ一人毎ニモデルヲ給シテ卒業製作ヲナサシメシガ爲

メ製作費ノ如キモ一人毎ニ貳拾五円ヲ要シ候處前項ノ如ク

変更スルニ於テハ製作費ニ多大ノ餘裕ヲ生ジ候ニ付其餘裕

ヲ以テ卒業期或ハ四年生等ノ平常ノ成績品ヲ製セシメ以テ

毎年成績品展覽會出品ノ準備ヲナスコト

明治四十四年四月廿九日

塑造部受持教員

校長正木直彦殿

(「明治四十四年一月 教務内規、諸規定書類(教務掛) 至 明治四十五年」)

ただし、その後も塑造部生徒への一人当たり二十五円制作費支給は停止されなかった様子である(⑩の項参照)。

⑧ 規則小改正

明治四十四年四月四日、東京美術学校規則第十二章第九十三条に次の語句追加(傍線部分)がなされた。

第九十三条 特待生ニシテ第二十八條ノ處分ヲ受ケタルトキ又ハ休學中ノ生徒若クハ再入學等ノタメ半途ヨリ就學スルトキハ一ヶ月金貳圓五拾錢ノ割ヲ以テ其月ヨリ授業料ヲ徴收ス

(「東京美術学校一覽 從明治四十四年 至明治四十五年」)

⑨ 西洋画科授業要旨改正

明治四十四年度中、各科授業要旨の西洋画科の分が次のように改

正された。

西洋畫科

西洋畫科ハ分チテ六教室トシ主トシテ木炭畫、油畫ヲ教授シ又鉛筆畫、水彩畫ヲ併セ授ク 而シテ特ニ課スル學科ヲ用器畫法、解剖學、遠近法トス

第一年ニ於テハ專ラ石膏像ニ據リテ木炭畫ヲ習得セシメ兼テ油繪ノ靜物畫風景畫等ヲ授ク 又隨時題ヲ課シテ構圖ヲナサシム 但シ此學年ニ限り木炭、水彩鉛筆ヲ以テ構圖ヲナサシム

第二年ニ於テハ木炭ヲ以テ人體ヲ寫生セシメ第三年第四年ニ於テハ油繪具ヲ以テ人體ヲ寫生セシム 油繪ノ靜物畫風景畫及構圖等ハ學年ノ進ムニ隨ヒ順次其程度ヲ高メテ之ヲ課ス

卒業期ニ入りテハ第一學期ニ於テ卒業製作ノ構圖ヲナサシメ第二第三學期ニ於テ其既成ノ構圖ニ據リテ製作ニ從事セシメ併セテ自畫像ヲ描寫セシム

風景畫ハ期日ヲ限定シテ郊外寫生ヲナサシメ構圖ハ主トシテ歴史及風俗ヲ課ス

各學年ノ課目ニ對シ一學期末毎ニ一回ノ競技ヲ施行シ技能ノ優劣ヲ判定ス

(「東京美術学校一覽 從明治四十四年 至明治四十五年」)

⑩ 卒業制作材料補給内規

本校火災以前に施行されていた補給内規は不明である。それ以後、明治四十四年制定のものを掲げる。